

回覧

新型コロナウイルス感染症予防対策のお知らせ

＜都「まん延防止等重点措置」に移行＞

奥多摩町総務課（危機管理担当）Tel83-2349

福祉保健課（健康係）Tel83-2777

国の「緊急事態宣言」解除後、東京都は「まん延防止等重点措置」（期間は6月21日から7月11日まで）に移行し、都はその対象区域を、23区、多摩地域の全ての26市、瑞穂・日の出の2町（当町と檜原村、島しょ部の町村は対象区域外としての措置内容あり）としたことから、その感染予防対策について、都・町の対応をお知らせします。

（１）引き続き、不要不急の外出自粛にご協力ください！

引き続き7月11日まで、都内全域において、日常生活品の買い物や病院受診などの必要な外出以外は、昼間も夜間も不要不急の外出自粛にご協力をお願いします。

（２）引き続き、感染防止に努めましょう！

～外出先から家庭内にウイルスを持ち込まないために～

- マスク着用、こまめに「手洗い」・「室内の換気」をしましょう！
- 「3つの密」を避けましょう！
 - ①換気の悪い「密閉空間」
 - ②多数が集まる「密集場所」
 - ③間近で会話や発声をする「密接場面」

（３）受診電話相談窓口 ～発熱などの症状が生じた方へ～

- かかりつけ医（主治医）に、まず電話相談を
- かかりつけ医（主治医）がいない方は、下記に電話相談を
東京都発熱相談センター TEL03-5320-4592（休日を含む毎日24時間体制）
または、奥多摩病院 TEL0428-83-2145（平日夜間・休日は従来 of 急患対応）

（４）町の状況～対策本部を設置継続中～

- 昨年4月、国の最初の緊急事態宣言を受け、町長を本部長とする『**新型コロナウイルス感染症対策本部**』を設置し、これまで感染症対策にあたっておりますが、緊急事態宣言解除後も、引き続き対策本部の体制は継続しています。

平日(日中)・・・対策本部事務局 TEL0428-83-2349(総務課内)

***緊急事態宣言期間中は土日・祝日の日中も対応 ※現在は平日の開庁時間のみ**

＜裏面あり＞

(5) 都の対応

- 都は「まん延防止等重点措置」を、23区26市2町の措置区域と、当町を含む区域以外も含めて、感染の再拡大防止のため人流の抑制、感染防止対策の徹底として、現時点、7月11日までの間、実施しています。

＜都民の皆様へ＞

- ・不要不急の外出自粛の徹底（都県境を越える外出自粛）

＜都内事業者皆様へ＞～当町を含む措置区域以外の飲食店の場合～

- ・営業時間の短縮、原則、酒類提供の停止要請（ただし、国の定める「基本4項目【※1】」を遵守している飲食店のみ、「3条件【※2】」を付して酒類提供・持込可、なお、カラオケ設備は利用自粛

【※1】 ①アクリル板等設置または座席間隔確保 ②手指消毒の徹底
③マスク会食(食事中以外のマスク着用)推奨 ④換気の徹底

☞都の「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示、「コロナ対策リーダー」の登録・研修修了、「東京都対策項目チェックリスト」へのチェック・掲示

【※2】 ①同一グループ入店2名以内 ②酒類提供 11時～20時(措置区域外)
③利用者滞在時間 90分以内

☞上記①・③は新たな条件

➡6/21～7/11 全ての飲食店・遊興施設等

営業時間の短縮 午前5時～午後9時（措置区域外）

*酒類の提供は、午前11時～午後8時（措置区域外）

(6) 町の対応

- 町施設(福社会館・文化会館・社会体育施設)は、7/11(日)まで夜9時で閉館します。
- 町内の都施設(山のふるさと村・都民の森・水と緑のふれあい館)は、都の決定を受け案内業務に続き、宿泊施設・体験施設は順次再開(ただし、山のふるさと村キャンプ場のバーベキュー施設は休止継続)となります。
- 町行事のうち、町外から不特定多数の方が参加される行事・イベント(花火大会など)は中止します。
- 毎日午前10時・午後3時に実施している「ラジオ体操」などを活用し、運動不足にならないよう、適度な運動を心掛けましょう。

住民皆様には、引き続き、町の感染予防・感染拡大防止対策に、ご理解並びにご協力をお願いいたします。

なお、感染症対策は日々状況が変化することから、町広報への掲載ではなく、また、本チラシも全戸配布ではなく回覧としておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

今後も、状況に変化があった際は、町防災行政無線・ホームページなどで随時お知らせしますので、ご留意くださいますようお願いいたします。